平成２２年（フ）第１８８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛206番地５
破産者　天久加代子（旧姓宮里）
１　決定年月日　平成23年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０号
沖縄県名護市字宇茂佐344番地１
破産者　岸本　恵一
１　決定年月日　平成23年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第３１号
沖縄県名護市字宇茂佐344番地１
破産者　岸本　律子
１　決定年月日　平成23年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２７６３号
北海道石狩市花川南２条３丁目152番地
破産者　高杉　明夫
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９３号
札幌市西区福井３丁目14番５号　コーポマルミヤ７号
破産者　小川　敏滋
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２号
北海道旭川市神居７条16丁目３番８号
破産者　松本　祐治
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９３号
北海道旭川市神楽岡４条６丁目４番16号
破産者　水口　　勇
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
北海道帯広市西18条南５丁目52番地13
破産者　尾崎　則男
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
青森県八戸市大字河原木字八太郎49番地１ディアス河原木Ｄ―106、前住所宮城県仙台市泉区将監４丁目29番11―105号
破産者　長田　秀幸
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
青森県八戸市諏訪２丁目５番14号　パールメゾンＦｕｊｉ101号室
破産者　関下　隆志
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
秋田市将軍野堰越８番12―202号
破産者　関　　誠
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７０号
秋田市土崎港相染町字中谷地82番地20
破産者　金森まゆみ
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９号
福島県いわき市中央台鹿島１丁目33番地の11
破産者　兼本　裕樹
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２３５号
福島県いわき市平谷川瀬字三十九町24番地の２
破産者　田中　達雄
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３１５２号
神奈川県大和市南林間８丁目13番12号　第三関東レジデンス101
破産者　高木　　賢
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５３号
神奈川県大和市南林間８丁目13番12号　第三関東レジデンス101
破産者　高木　光惠
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８８号
横浜市港南区丸山台３丁目14番21号
破産者　沖津　康雄
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９号
石川県河北郡津幡町字領家ト４番地８、開始決定時の住所金沢市利屋町ち４番地２
破産者　山岸昭太郎
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６７５号
静岡県浜松市西区古人見町1538番地の３　瞳ケ丘団地Ｃ１棟504号室
破産者　豊田　房實
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市富松町２丁目27番８―205号、前住所兵庫県尼崎市富松町２丁目12番８号
破産者　八綿　康人
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係